

## 学校跡地利活用に関する市民アンケート調査へのご協力のお願い

日頃から市政へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市では、学校再編により権現堂川小学校、吉田小学校、八代小学校及びさかえ小学校が令和9年3月31日をもって閉校となります。この再編に伴い生じる跡地については、行政需要や重要施策を踏まえつつ、施設の方向性を検討しているところです。

しかしながら、学校は地域のコミュニティの場ともなっており、地域社会とのつながりが深い施設であるため、公共施設として市が利活用するのみならず、公共・公益的団体や民間事業者等への貸付・売却をする際には、地域の意向を十分に配慮し、地域の活性化に向けて取組む必要があります。

そのため、今回、学校跡地利活用に対する市民のみなさまの考え方などを把握するためのアンケート調査を実施する運びとなりました。

本アンケート調査の実施に際しては、18歳以上の市民のみなさまの中から 2,000 人を無作為に抽出したうえで、お手元の調査票を送らせていただいております。

ご回答いただいた内容は統計的に処理しますので、個人が特定されることはありません。

ご多用のこととは存じますが、本アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和7年7月 幸手市長 木村 純夫

### ～ご記入にあたってのお願い～

1. 封筒の宛名の方がお答えください。(ご本人が記入できない場合は、ご家族の方などがご本人の意思を確認しながらご記入ください。)
2. 本アンケート調査は、インターネットによる回答または紙の調査票（本票）による回答が可能です。令和7年8月22日（金）までにご回答ください（当日消印有効）。

#### 【インターネットでご回答いただく場合】

- ・お手持ちのスマートフォン等から右記のQRコードにアクセスいただき、回答フォームよりご回答ください。  
※この場合、紙の調査票（本票）のご提出は不要です。

URL : <https://logoform.jp/form/5uhu/1127134>



QRコード

#### 【紙の調査票（本票）でご回答いただく場合】

- ・鉛筆、ボールペンなどで、あてはまる番号にはっきりと〇印をつけてください。なお、一部自由記述をしていただく箇所があります。
- ・ご記入いただいた調査票は、同封の「アンケート返信用封筒」に入れてご返送ください（切手は不要です）。

※この場合、インターネットでのご回答は不要です。

#### ◆お問い合わせ先

幸手市役所 総合政策部 政策課 施設整備担当  
電話：0480-43-1111（代表）



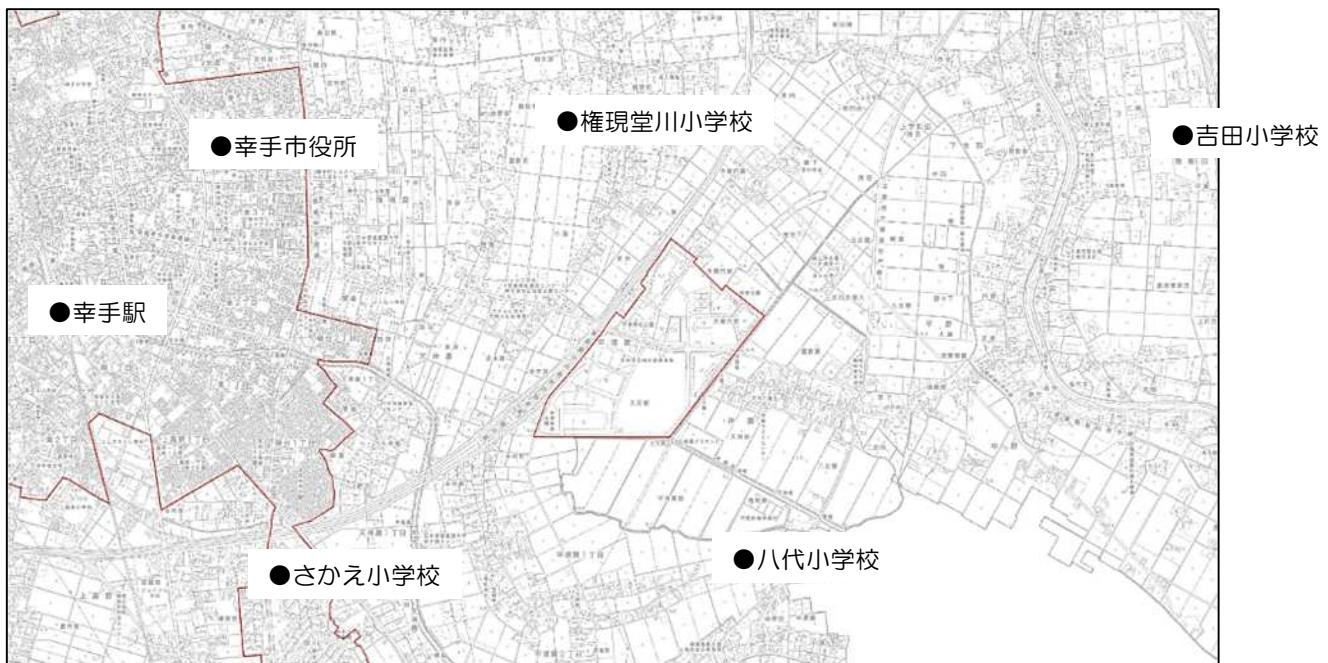
幸手市マスコットキャラクター  
さっちゃん

※ 返信用封筒に印刷されているバーコードは、郵便局での仕分け業務に必要なものであり、住所や氏名等を特定するものではありません。

## 対象地の概要について

- 権現堂川小学校  
(幸手市神明内 570 敷地面積 20,660 m<sup>2</sup>)
- 吉田小学校  
(幸手市惣新田 3159 敷地面積 23,750 m<sup>2</sup>)
- 八代小学校  
(幸手市平須賀1丁目 14 敷地面積 18,909 m<sup>2</sup>)
- さかえ小学校  
(幸手市栄 2-90 敷地面積 15,988.04 m<sup>2</sup>)

### 【位置図】



対象地については、本アンケート調査とは別に、行政需要（市公共施設としての活用見込み等）調査、公共・公益的団体や民間事業者等の需要調査を実施しています。

また、都市計画法や建築基準法に基づき、対象地ごとに建築等の制限があります。

#### 対象地において建築できない建物（例示）

- ・ボーリング場、スケート場、水泳場等
- ・ホテル、旅館
- ・工場等

# 学校跡地利活用に関する市民アンケート調査票

アンケートは、問1～問11まであります。学校ごとの回答ではなく学校全般について回答してください。

## 1. あなた自身のことについてお伺いします。

問 1. あなたの性別について、あてはまるものを1つ選んで、番号を○で囲んでください。

- |       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. その他 |
|-------|-------|--------|

問 2. あなたの年齢について、あてはまるものを1つ選んで、番号を○で囲んでください。

- |         |           |
|---------|-----------|
| 1. 10歳代 | 5. 50歳代   |
| 2. 20歳代 | 6. 60歳代   |
| 3. 30歳代 | 7. 70歳代以上 |
| 4. 40歳代 |           |

問 3. あなたの職業について、あてはまるものを1つ選んで、番号を○で囲んでください。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1. 自営業       | 5. 専業主婦・専業主夫 |
| 2. 会社員・団体職員  | 6. 学生        |
| 3. 公務員       | 7. 無職        |
| 4. パート・アルバイト | 8. その他 ( )   |

問4. あなたの世帯には18歳未満の子どもがいますか。

あてはまるものを1つ選んで、番号を○で囲んでください。

- |        |         |
|--------|---------|
| 1. いない | 4. 3人   |
| 2. 1人  | 5. 4人以上 |
| 3. 2人  |         |

⇒次ページにお進みください。

問5. あなたのお住まいの地区はどちらですか。

あてはまるものを1つ選んで、番号を○で囲んでください。

地区名	丁名・字名
1. 幸手地区	中1～4丁目、北1～3丁目、大字内国府間、 大字幸手(幸手小学校通学区域内)
2. 権現堂川地区	大字権現堂、大字上吉羽(権現堂川小学校通学区域内)、 大字神明内、大字木立
3. 上高野地区	南1～3丁目、上高野1丁目、大字上高野
4. 吉田地区	大字惣新田、大字下宇和田、大字上宇和田、大字下吉羽、 大字西関宿、大字花島、大字中島、大字細野、大字楨野地
5. 八代地区	戸島1～2丁目、吉野1丁目、天神島1丁目、 平須賀1～2丁目、大字戸島、大字吉野、大字天神島、 大字平須賀、大字神扇、大字平野、大字中野、大字長間
6. 行幸地区	大字千塚(行幸小学校通学区域内)、 大字円藤内(旧県道加須幸手線の北側)、大字松石、 大字高須賀、大字外国府間
7. 栄地区	栄、大字幸手(さかえ小学校通学区域内)
8. 長倉地区	中5丁目、西1～2丁目、大字幸手(長倉小学校通学区域内)、大字中川崎、大字下川崎、大字千塚(長倉小学校通学区域内)、大字円藤内(旧県道加須幸手線の南側)
9. 幸手東地区・緑台地区	東1～5丁目、緑台1～2丁目、 大字幸手(さくら小学校通学区域内)、 大字上吉羽(さくら小学校通学区域内)
10. 香日向地区	香日向1～4丁目

⇒次ページにお進みください。

## 2.学校跡地利活用方策の検討に関する認知度についてお伺いします。

問6. 本市では、学校再編に伴い生じる跡地の有効な利活用方法を検討しています。

あなたは、このような状況をご存じでしたか。

あてはまるものを1つ選んで、番号を○で囲んでください。

1. 知っていた

2. 知らなかった

問7. あなたは、学校跡地の利活用について関心がありますか。

あてはまるものを1つ選んで、番号を○で囲んでください。

1. ある

2. ない

## 3.学校跡地利活用のニーズについてお伺いします。

問8. 学校跡地について、どのような利活用が望ましいと思いますか。

あてはまるものを3つまで選んで、番号を○で囲んでください。

※都市計画法や建築基準法に基づき、対象地ごとに建築等の制限がありますが、

それらの制限を考慮せずにご回答ください。

1. 子育て支援が受けられる場

6. 地元雇用が創出できる場

2. 学生が教育を受けられる場

7. 地場産品などを取扱う場や観光施設

3. 文化学習などに使える場

8. 特に利活用はしなくてもよい（解体含む）

4. スポーツなど健康づくりができる場

9. その他

5. 介護・福祉サービスが受けられる場

◆「9. その他」の内容について、お書きください。

問9. 学校跡地を利活用する際、どのようなことに留意した方がよいと思いますか。

最も留意した方がよいと思うものを1つ選んで、番号を○で囲んでください。

1. 市民の災害時避難場所の確保

4. 市民の活力向上と地域の活性化

2. 周辺の街並みや景観への配慮

5. 市の財政負担の軽減

3. 地域コミュニティの場所の確保

6. その他

⇒次ページにお進みください。

◆ 「6. その他」の内容について、お書きください。

#### 4.民間事業者等の導入についてお伺いします。

問 10. 学校跡地の利活用にあたって民間事業者等を導入することになった場合、土地及び建物の扱いについてどのように思いますか。

あてはまるものを1つ選んで、番号を○で囲んでください。

①土地の扱い

- |                  |            |
|------------------|------------|
| 1. 民間事業者等へ売却すべき  | 3. どちらでもよい |
| 2. 民間事業者等へ賃貸借すべき |            |

②建物の扱い

- |                  |            |
|------------------|------------|
| 1. 民間事業者等へ売却すべき  | 3. どちらでもよい |
| 2. 民間事業者等へ賃貸借すべき |            |

#### 5.その他

問 11. 学校跡地利活用全般に関するご意見について、ご自由にお書きください。

アンケートは以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。